

新女財第 380 号
令和 7 年 3 月 31 日

ハッピー・パートナー企業 代表者 様

公益財団法人新潟県女性財団
理事長 畠山 典子
(ハッピー・パートナー企業登録等業務受託団体)

**令和 6 年度ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）
取組報告書の提出について（依頼）**

企業・職場における男女共同参画の推進について、日ごろ、ご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、ハッピー・パートナー登録企業の皆様には、毎年、取組の実施状況について、県にご報告いただくこととなっております。（新潟県登録要綱第 6 条）

つきましては、ご多忙のこととは思いますが、下記により令和 6 年度の取組報告書を新潟県女性財団までご提出くださるようお願いいたします。

記

1 対象企業等

令和 5 年度以前（令和 6 年 3 月 31 日まで）にハッピー・パートナー企業に登録された企業・団体等（令和 6 年度に新たに登録された方は提出不要です。）

2 提出書類

「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）取組報告書」（様式 3）
…別紙（女性財団ホームページにも掲載してあります。）

※女性財団ホームページ：<https://npwf.jp/r6houkoku/>

3 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子申請による報告

次の URL から申請フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。

URL：<https://npwf.jp/r6houkoku/>

(2) メールによる提出

女性財団ホームページ掲載の取組報告書に記入の上、女性財団に送信してください。

送信先：ngt.happy-p@npwf.jp

(3) ファックス又は郵送による提出

別紙取組報告書に記入のうえ、女性財団にお送りください。

F A X 025-285-6630

送付先 〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2階
新潟県女性財団 宛て

4 提出期限

令和7年4月30日(水)

【参考】ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱（抜粋）

第6条 登録企業は、県が別に定める日までに、毎年、取組の実施状況を、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）取組報告書（様式3）により県に報告するものとする。



(女性財団ホームページ)

【報告先・問い合わせ先】

公益財団法人新潟県女性財団 担当：渡邊・宗村
(ハッピー・パートナー企業登録等業務受託団体)

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2階

TEL：025-285-6610 FAX：025-285-6630

E-mail：ngt.happy-p@npwf.jp